

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 5 条第 3 項の規定に準じて、千葉市下田最終処分場浸出水処理施設建替施設整備・運営事業に関する実施方針を公表する。

令和3年12月15日

千葉市長 神谷 俊一

千葉市下田最終処分場浸出水処理施設建替施設整備・運営事業の実施方針

千葉市下田最終処分場浸出水処理施設
建替施設整備・運営事業

実施方針

令和3年12月

千葉市

目 次

I	用語の定義	1
II	特定事業の選定に関する事項	3
1	事業内容に関する事項	3
2	事業の対象となる業務範囲	6
3	民間事業者の収入	7
4	関係法令等の遵守	7
5	事業スケジュール	8
III	民間事業者の募集及び選定に関する事項	9
1	民間事業者の募集及び選定方法	9
2	民間事業者の募集及び選定の手順	9
3	応募者の参加資格要件	11
4	応募者の審査及び落札者の決定	15
5	落札者決定後の手続き	16
6	著作権	16
7	特許権等	16
8	応募に係る費用負担	17
IV	民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	18
1	想定されるサービスの水準・仕様	18
2	想定されるリスクの分担	18
3	本市による事業の実施状況の監視	18
V	公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	19
1	敷地面積及び配置	19
2	都市計画事項	19
VI	事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	20
1	係争事由に係る基本的な考え方	20
2	管轄裁判所	20
VII	事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	21
1	民間事業者の事情で本事業の継続が困難となった場合	21
2	本市の事情で本事業の継続が困難となった場合	21
3	その他の事情で事業の継続が困難となった場合	21
VIII	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	22
1	法制上及び税制上の措置に関する事項	22
2	財政上及び金融上の支援に関する事項	22
3	その他の支援に関する事項	22
IX	その他特定事業の実施に関して必要な事項	23
1	議会の議決	23
2	情報提供	23
3	本実施方針に関する担当部署	23
実施方針添付資料-1	事業実施場所	24
実施方針添付資料-2	事業実施区域	25
実施方針添付資料-3	契約スキーム（又は事業スキーム図）（例）	26
実施方針添付資料-4	リスク分担（案）	27

I 用語の定義

本実施方針において使用する用語の定義は次のとおりである。

本事業	千葉県下田最終処分場浸出水処理施設建替施設整備・運営事業をいう。
本市	千葉市をいう。
民間事業者	本市と事業契約を締結し、本事業を実施するものをいう。
建設事業者	本事業において、本施設の設計・建設業務を担当するもので、単独企業又は共同企業体をいう。
運営事業者	民間事業者の選定後、本施設の運営維持管理業務を行うために構成員が出資を行い設立する特別目的会社で、本施設等の運営維持管理業務を行うもの(特別目的会社)をいう。
運営企業 応募者	運営事業者から本施設等の運営維持管理業務を受託するものをいう。 設計・建設業務及び運営維持管理業務の参加を希望する単独企業又は複数の企業で構成する企業グループをいう。
落札者	設計・建設業務及び運営維持管理業務の参加を希望する単独企業又は複数の企業で構成する企業グループのうち、千葉市 PFI 事業等審査委員会の審査を経て落札者として選定された応募者をいう。
基本協定	事業契約の締結に向けた双方の協力について定めることを目的として、本市と落札者が締結する協定をいう。
事業契約	本事業に係る基本契約、建設工事請負契約及び運営業務委託契約の総称をいう。
基本契約	民間事業者に本事業を一括で発注するために、本市と落札者及び落札者が設立する運営事業者で締結する契約をいう。
建設工事請負契約	本事業の設計・建設業務の実施のために、基本契約に基づき、本市と建設事業者が締結する契約をいう。
運営業務委託契約	本事業の運営維持管理業務の実施のために、基本契約に基づき、本市と運営事業者が締結する契約をいう。
設計・建設業務	本事業のうち、本施設の設計・建設に係る業務をいう。
運営維持管理業務	本事業のうち、本施設等の運営維持管理に係る業務をいう。
本施設	本事業において、民間事業者が設計・建設する浸出水処理施設をいい、プラント及び建築物等を総称していう。
本施設等	本施設、埋立処分地及び既存浸出水処理施設を総称していう。
事業実施区域	本施設の設計・建設及び本事業の運営維持管理を行う区域をいい、下田最終処分場区域、既存浸出水処理施設区域、及び本施設建設用地を総称していう。
プラント	本施設で下田最終処分場から発生する浸出水を処理するために必要なすべての機械設備・電気設備・計装制御設備等を総称していう。
建築物等	本施設のうち、プラントを除く設備及び建築物等を総称していう。
既存浸出水処理施設	現在、設置されている下田最終処分場の塵芥汚水処理場をいう。
埋立処分地	下田最終処分場をいう。
要求水準書設計・建設業務編	本事業における設計・建設業務に係る要求水準書をいう。
要求水準書運営維持管理業務編	本事業における運営維持管理業務に係る要求水準書をいう。

要求水準書添付資料	本事業における要求水準書添付資料をいう。
要求水準書添付参考図面	本事業における要求水準書添付参考図面をいう。
要求水準書	要求水準書設計・建設業務編、要求水準書運営維持管理業務編、要求水準書添付資料及び要求水準書添付参考図を総称していう。
入札説明書	本事業における入札説明書をいう。

II 特定事業の選定に関する事項

1 事業内容に関する事項

(1) 事業名

千葉市下田最終処分場浸出水処理施設建替施設整備・運営事業

(2) 本事業の対象となる公共施設等の種類

種 類 一般廃棄物最終処分場

(3) 公共施設等の管理者

千葉市長 神谷 俊一

(4) 事業の目的

本市の一般廃棄物最終処分場である下田最終処分場の既存浸出水処理施設については、稼働から47年が経過し施設の老朽化が進行しており、更新が必要となっている。

本事業は、既存浸出水処理施設の更新にあたって、本施設の建設と建設後の本施設等の運営維持管理業務を一体的に民間事業者が発注し、民間事業者の有する経営能力及び技術的能力の活用を図り、効率的かつ効果的に行うことで、市の財政負担の縮減と公共サービスの向上を図り、下田最終処分場の浸出水の安定処理の確立を目的とするものである。

(5) 本事業対象施設の概要

表 1 本施設の全体概要

項目	条件等		
事業計画地	千葉県千葉市若葉区谷当町580番 1		
敷地面積	6,662.58㎡		
用途地域	指定なし		
建ぺい率	60%		
容積率	200%		
敷地内緑化率	20%以上		
施設規模	処理能力：800m ³ /日 浸出水調整槽容量：1,500m ³ 以上 参考) 下田最終処分場内既設浸出水調整設備有効容量4,200m ³		
処理方式	生物処理（硝化・脱窒）＋凝集沈殿＋砂ろ過＋活性炭吸着＋消毒		
計画原水水質及び 放流水質	項目	計画流入水質	放流水質（管理基準）
	pH	6.5～8.5	5.8～8.6
	BOD	80 mg/L以下	5 mg/L以下
	COD	30 mg/L以下	10 mg/L以下
	SS	120 mg/L以下	5 mg/L以下
	NH ₄ -N	50 mg/L以下	—
	T-N	80 mg/L以下	10 mg/L以下
	T-P	—	16(平均8) mg/L以下
上記以外	—	管理基準値以下	
放流先	1級河川 鹿島川		
汚泥処分先	市清掃工場		
ユーティリティ 条件等	電気：電力柱より6.6kV架空を引き込み 用水：プラント用水・生活用水共に市水道を引き込み ガス：LPガスボンベを設置し、引き込み 排水：処理棟排水は浸出水調整槽へ移送、処理後は既設マンホールに接続 場内排水は調整池に排水して放流 通信設備：電話回線、インターネット回線の引き込み テレビアンテナの設置		

表 2 埋立処分地の概要

項目	条件等	
施設所在地	千葉市若葉区下田町1005番	
埋立面積	129,984㎡	
埋立容量	1,019,648m ³	① 廃棄物 763,648m ³ ② 覆土 256,000m ³
埋立期間	昭和46年11月1日～平成9年3月31日（埋立終了）	

表 3 既存浸出水処理施設の概要

項目	条件等
施設名称	塵芥污水处理場（既設）
施設所在地	千葉市若葉区谷当町630番地
稼働開始	昭和48年(当初)、昭和52年（改修）
敷地面積	6,400m ²
施設面積	管理棟：RC平屋77m ² 処理棟・機械棟：RC1,399m ²
処理能力	処理量：1,200m ³ /日
処理方式	生物学的脱窒素＋凝集沈殿＋砂濾過＋活性炭吸着
放流水質	pH:5.8～8.6, BOD:5mg/L以下, COD:10mg/L以下, SS:5mg/L以下, T-N:10mg/L以下, T-P:16(平均8)mg/L以下
放流先	1級河川 鹿島川
汚泥処分先	市清掃工場

(6) 事業方式

本事業は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI法」という。）に準じて実施する事業であり、民間事業者が本施設の建設及び本施設等の運営維持管理を一括で発注するDBO（Design：建設 Build：施工 Operate：運営維持管理）方式により実施する。

落札者として決定された応募者のうち、建設事業者は本施設の設計・建設業務を行う。

さらに、落札者は、特別目的会社（運営事業者）を設立し、15年3か月間の運営維持管理期間にわたって、本施設等の運営維持管理業務を実施するものとする。

(7) 契約の形態

本市と落札者は、基本契約、建設工事請負契約及び運営業務委託契約の締結に向けた双方の協力義務等を規定した基本協定を速やかに締結する。

本市は、民間事業者と相互に協力し本事業を円滑に実施するため本事業に係る基本契約を締結する。また、基本契約に基づいて、民間事業者のうち建設事業者と本事業に係る建設工事請負契約を締結する。さらに、基本契約に基づいて、運営事業者と本事業に係る運営業務委託契約を締結する。

事業契約の締結主体を「実施方針添付資料-3 契約スキーム（例）」に示す。

(8) 事業期間

事業期間は次のとおりである。本施設は、令和8年1月1日までに稼働開始できるように整備し、令和8年1月1日から運営維持管理を開始するために必要な手続きを完了させる。

ア 設計・建設業務期間

事業契約締結日から令和7年12月末まで

イ 運営維持管理業務期間

令和8年1月1日から令和23年3月末まで

(9) 事業期間終了後の措置

本市は、本施設を本施設供用開始後約30年間にわたって使用する予定であり、民間事業者は、本市が約30年間にわたって本施設を使用することを前提として設計・建設業務及び運営維持管理業務を行うこととする。また、民間事業者は、事業期間終了時に本市の定める明け渡し時における本施設の要求水準を満足する状態に保って、本市に引継ぐものとする。本施設の事業期間終了時の措置について、令和20年度の時点において、本市及び民間事業者は協議を開始するものとする。

2 事業の対象となる業務範囲

(1) 民間事業者が行う業務

ア 本施設の設計・建設業務

(ア) 本施設の設計に関する業務

- ① 本施設の設計
- ② 本市が提示する調査結果以外に必要となる事前調査
- ③ 本市が行うその他許認可申請支援

(イ) 本施設の建設に関する業務

- ① 本施設の建設
- ② 建設工事に係る許認可申請等
- ③ 住民対応（建設事業者が実施する業務に起因するもの）

イ 本施設等の運営維持管理業務

(ア) 埋立処分地

- ① 維持管理業務
- ② 電気工作物保守管理業務
- ③ 環境監視業務
- ④ 植栽管理等業務

(イ) 本施設

- ① 本施設の運転業務
- ② 脱水汚泥搬出業務
- ③ 維持管理業務
- ④ 警備業務
- ⑤ 植栽管理等業務（敷地内）
- ⑥ 清掃業務（放水路の清掃）

(ウ) 既存浸出水処理施設の管理

- ① 警備業務
- ② 植栽管理等業務（敷地内）

ウ その他

- ① セルフモニタリング
- ② 事業実施計画書策定
- ③ 光熱水費の負担
- ④ 許認可取得への協力
- ⑤ 官庁等への各種提出書等の作成
- ⑥ 商用電源途絶時の対応
- ⑦ その他業務（地元要望対応への協力等。見学者説明。）

(2) 本市が行う業務

ア 本施設の設計・建設に関する業務

- ① 用地の確保
- ② 本施設の設計・建設モニタリング

イ 本施設等の運営維持管理に関する業務

- ① 本事業の実施状況監視（運営モニタリング）

ウ その他の業務

- ① 地元への対応
- ② 行政視察への対応
- ③ その他（官庁等への各種提出書類等の届出、維持管理情報の更新）

3 民間事業者の収入

本事業における民間事業者の収入は次のとおりとする。

ア 本施設の設計・建設業務に係る対価

本市は、本施設の設計・建設業務の対価を設計・建設期間中に年度ごとの出来高に応じて、建設業者に支払う。

イ 本施設等の運営維持管理業務に係る対価

本市は、本施設等の運営維持管理業務の対価を運営維持管理期間にわたって運営業者に支払う。

4 関係法令等の遵守

本市及び民間事業者は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）をはじめ、本事業を実施するにあたり必要な関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守しなければならない。

5 事業スケジュール

(ア) 特定事業の選定・公表	令和4年3月
(イ) 入札公告	令和4年4月
(ウ) 落札者の決定	令和4年11月
(エ) 基本協定の締結	令和4年12月
(オ) 事業契約の締結	令和5年3月
(カ) 本施設の設計・建設	令和5年4月～令和7年12月
(キ) 本施設等の運営維持管理	令和8年1月～令和23年3月

Ⅲ 民間事業者の募集及び選定に関する事項

1 民間事業者の募集及び選定方法

本事業では、入札手続きに参加する応募者が、本事業の入札公告に際して配布する入札説明書、要求水準書、契約書案、落札者決定基準書などの書類（以下「入札説明書等」という。）に示す参加資格要件を満たしており、かつ応募者の提案内容が、技術的観点から本市の要求水準を満足することが見込める内容であることを前提として、落札者を決定する。

なお、落札者の決定は、公平性、透明性の確保の観点から、総合評価一般競争入札により行うことを予定している。なお、本事業はWTO政府調達協定（1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定）の対象であり、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）が適用される。

2 民間事業者の募集及び選定の手順

(1) 募集及び選定スケジュール（予定）

民間事業者の募集、選定、契約スケジュールは次のとおり予定している。

表4 募集及び選定スケジュール（予定）

内 容	日 程
実施方針及び要求水準書（案）の公表	令和3年12月15日（水）
実施方針等に関する質問、意見の受付期限	令和4年1月14日（金）
実施方針等に関する質問、意見への回答公表	令和4年2月4日（金）
特定事業の選定・公表	令和4年3月下旬
入札公告	令和4年4月中旬
第1回入札説明書等に関する質問の受付期限	令和4年4月下旬
第1回入札説明書等に関する質問への回答公表	令和4年5月中旬
入札参加資格申請書類受付期限	令和4年5月中旬
入札参加資格審査結果通知	令和4年6月上旬
現地見学会	令和4年6月上旬～中旬
対面での対話	令和4年6月下旬
第2回入札説明書等に関する質問の受付期限	令和4年6月下旬
第2回入札説明書等に関する質問への回答公表	令和4年7月下旬
入札書及び事業提案書受付期限	令和4年8月下旬
応募者ヒアリング及び非価格審査・総合評価による優秀提案の選定	令和4年11月中旬
落札者の決定	令和4年11月中旬
仮契約締結	令和4年12月下旬
事業契約締結	令和5年3月

(2) 実施方針等に関する質問、意見の受付

実施方針及び要求水準書（案）（以下「実施方針等」という。）についての質問、意見は下記のとおり受付を行うものとし、電話等による質問には一切応じない。

ア 受付期間

本実施方針公表日から令和4年1月14日（金）17：00までとする。

イ 提出方法

実施方針等に関する質問書（第1号様式）及び意見書（第2号様式）に記入のうえ、千葉市環境局資源循環部廃棄物施設整備課まで、電子メールでのファイル添付により提出すること。提出時に電話連絡による提出確認を行うこと。

提出時の件名は、「(提出者名)－実施方針等に関する質問、意見」とする。

なお、電話・訪問等による口頭での質問、意見の受け付けは一切行わない。

電子メール：shisetsuseibi.ENR@city.chiba.lg.jp

ウ 実施方針等への質問・意見に対する回答

実施方針等に関する質問・意見に対する回答を、令和4年2月4日（金）までに本市ホームページにおいて公表する。

(3) 実施方針等の変更

本市は、実施方針等に関する質問、意見を踏まえ、特定事業の選定までに、実施方針等の内容の見直し変更を行うことがある。

なお、変更を行った場合には、本市ホームページにより速やかに公表し、その変更内容が重要でスケジュールに影響を及ぼす場合には、変更後のスケジュールも示す。

(4) 特定事業の選定・公表

本市は、本事業を実施することにより、事業期間を通じた本市の財政負担の縮減を期待できること、又は同一の水準にある場合においては公共サービスの水準の向上を期待できることを特定事業の選定の基準とする。本市の財政負担見込額の算定にあたっては、民間事業者からの税収その他の収入等の適切な調整を行い、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出のうえ、これを現在価値に換算することにより評価を行う。

特定事業の選定を行ったときは、その経過と評価の内容を速やかに公表する。

(5) 入札公告及び入札説明書等の公表

本市は、令和4年4月（予定）に入札公告を行い、入札説明書、要求水準書、落札者決定基準書、基本協定書（案）、基本契約書（案）、建設工事請負契約書（案）、運營業務委託契約書（案）、提出書類の作成要領、様式集などの入札説明書等を公表する。

(6) 入札参加資格審査書類の受付、資格審査結果の通知

本事業の応募者に参加表明書及び資格審査に必要な書類の提出を求める。資格審査の結果は、

応募者に通知する。また、参加表明書の提出方法、時期、資格審査に必要な書類の詳細等については、入札説明書等において示す。

なお、資格審査を通過しなかった応募者は、本市に対してその理由について書面により説明を求めることができる。

(7) 現地見学会の実施

資格審査通過者を対象に、本市は現地見学会を行う予定である。現地見学会は、資格審査通過者における事業実施区域に対する疑義の解消を目的として実施するものである。

なお、具体的な実施内容・方法については、入札説明書等において示す。

(8) 対面での対話

資格審査通過者を対象に、本市は対面での対話を行う予定である。この目的は、①資格審査通過者に対し本市の意向（本事業の特性・コンセプト等）の理解を促進するため、②リスク分担等を中心に相互の役割分担について齟齬を生じさせないため、③事業提案書の要求水準未達を防止するため、④それらを以て創意工夫の発揮により優れた提案を求めるため、などである。

その結果内容（質疑応答等）については、当該資格審査通過者の特殊な技術・ノウハウ等に係る、その権利や競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き公表する予定である。

なお、具体的な実施内容・方法については、入札説明書等において示す。

(9) 入札書及び事業提案書の受付

資格審査通過者に対し、入札説明書等に基づき、入札書及び本事業に関する事業計画の提案内容を記載した事業提案書の提出を求める。また、事業提案書の提出方法、時期、提案に必要な書類の詳細等については、入札説明書等に示す。

(10) 落札者の決定・公表

本市は、提出された入札書及び事業提案書について、総合的に評価を行い、千葉県 PFI 事業等審査委員会の審査を経て、落札者を決定する。審査結果については、速やかに入札書及び事業提案書の提出者に通知するとともに公表する。

3 応募者の参加資格要件

応募者は、次の参加資格要件を全て満たすものとする。また、本市は、応募者の資格の確認を行うために資格審査を実施する。

(1) 応募者の構成等

ア 応募者は、設計・建設業務及び運営維持管理業務を実施する予定の単独企業又は複数の企業で構成される企業グループとする。

イ 応募者は、本事業の設計・建設業務又は運営維持管理業務を行う企業のうち、運営事業者となる特別目的会社に出資する企業（以下「構成員」という。）及び運営事業者となる特別目的会

社に出資しない企業（以下「協力企業」という。）から構成されるものとする（構成員のみで構成することも可能とする）。

ウ 応募者の構成員の中から「(2) イ (ア) 本施設のプラントの設計・建設を行う者の要件」を満たす 1 者を「代表企業」として定めるとともに、当該代表企業が応募手続を行うこととする。

エ 構成員又は協力企業の変更は認めない。但し、特段の事情があると本市が認めた場合は、この限りではない。

オ 構成員又は協力企業は、他の応募者の構成員又は協力企業となることはできない。

カ 構成員又は協力企業のいずれかと資本関係又は人的関係のある者が、他の応募者の構成員又は協力企業となることは認めない。

上記「カ」の「資本関係又は人的関係のある」者とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう（以下同じ。）。

(ア) 資本関係がある場合

以下の①又は②のいずれかに該当する二者の場合。

① 親会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条 4 号及び会社法施行規則第 3 条（平成 18 年法務省令第 12 号）の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(イ) 人的関係がある場合

以下の①又は②のいずれかに該当する二者の場合。なお、以下でいう役員とは、社外役員を含む、常勤又は非常勤の取締役、監査役、執行役員、その他全ての役員を指す。

① 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

② 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 67 条第 1 項又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(ウ) その他上記、(ア) 又は (イ) と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

キ 同一応募者が複数の提案を行うことはできない。

(2) 応募者等の参加資格要件

ア 応募者等の参加における制限

参加にあたっては、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 9 条の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないもの

(ア) 手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年間を経過しない者

(イ) 当該業務の入札日前 6 か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者

(ウ) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の更生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判

所からの更生手続開始決定がなされていないもの

- (エ) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の再生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの再生計画認可決定がなされていないもの
- (オ) 千葉市内において、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に違反している者
- (カ) 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあつては、千葉市税（延滞金を含む）を完納していないもの
- (キ) 千葉市内に本店又は営業所等を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者にあつては、個人住民税の特別徴収を行っていないもの
- (ク) 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和 60 年 8 月 1 日施行）又は千葉市建設工事請負業者等指名停止措置要領（昭和 60 年 8 月 1 日施行）に基づく指名停止措置等を、対象業務の入札参加資格確認申請期限の日から開札日までの間に受けている者
- (ケ) 廃棄物処理法に基づく罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
- (コ) 建設業を営む者で、社会保険等（雇用保険、健康保険及び厚生年金保険）への加入義務がある者にあつては、社会保険等に未加入のもの
- (サ) 千葉市入札契約に係る暴力団対策措置要綱（平成 24 年 4 月 1 日施行）に規定する措置要件に該当すると認められる者
- (シ) 本市が本事業に関する検討を委託した次に示す者と資本関係又は人的関係のある者
 - ・千葉市下田最終処分場浸出水処理施設建替施設整備・運営事業に係るアドバイザー業務委託の受注者及び協力会社
 - パシフィックコンサルタンツ株式会社
 - 日比谷パーク法律事務所
- (ス) 本市が設置する千葉市 PFI 事業等審査委員会の委員が所属する企業
- (セ) 実施方針の公表から落札者の決定に関する公表までの期間に、本事業について本市が設置する千葉市 PFI 事業等審査委員会の委員に対し、接触等の働きかけを行った者

イ 応募者の参加資格要件

応募者は、本事業の設計・建設業務、運営維持管理業務の各業務を行う者として、以下の(ア)から(オ)の各項の要件を満たす企業で構成すること。なお、複数の項の要件を満たす者は、当該複数の項の業務にあたる者を兼ねることが可能である。

(ア) 本施設のプラントの設計・建設を行う者の要件

建設事業者のうち本施設のプラントの設計・建設を行う者は、構成員とすること。当該業務を単独で実施する場合は、次の要件を全て満たすこと。また、当該業務を複数の者で行う場合は、少なくとも 1 者は次の要件を全て満たすこと。

- ① 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定による機械器具設置工事の許可を受けていること。
- ② 令和 4・5 年度千葉市入札参加資格審査（建設工事）を受け、機械器具設置工事に係る競争入札への参加資格が認められている者であること。
- ③ 過去 15 年間（平成 19 年 4 月以降）に地方自治体（一部事務組合等の特別地方公共団体を

含む)が発注する工事が完成し引き渡しの済んだ、最終処分場(一般廃棄物最終処分場、産業廃棄物最終処分場は問わない。)の浸出水処理施設の建設工事を元請けとして施工した実績を有する者。なお、共同企業体構成員としての実績も可とする。

- ④ 建設業法第 27 条の 23 第 1 項に定める経営事項審査において有効期限内で最新の総合評定値 (P) が、機械器具設置 1,000 点以上であること。
- ⑤ 建設業法における機械器具設置工事業に係る主任技術者又は監理技術者を本工事に専任で配置できること。

(イ) 本施設の建築物等の設計を行う者の要件

建設事業者のうち本施設の建築物等の設計を行う者は、構成員又は協力企業とし、次の要件を全て満たすこと。

- ① 建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所登録の登録を行っていること。
- ② 令和 4・5 年度千葉県入札参加資格審査(測量・コンサルタント)を受け、建築関係建設コンサルタントに係る競争入札への参加資格が認められている者であること。

(ウ) 本施設の建築物等の建設を行う者の要件

建設事業者のうち本施設の建築物等の建設を行う者は、構成員又は協力企業とすること。当該業務を単独で実施する場合は、次の要件を全て満たすこと。また、当該業務を複数の構成員又は協力企業で実施する場合は、少なくとも 1 者は次の要件を全て満たすこと。

- ① 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 3 条第 1 項に規定する建築一式工事業の許可を受けていること。
- ② 令和 4・5 年度千葉県入札参加資格審査(建設工事)を受け、建築一式工事業に係る競争入札への参加資格が認められている者であること。
- ③ 建設業法第 27 条の 23 第 1 項に定める経営事項審査において有効期限内で最新の総合評定値 (P) が、建築一式 850 点以上であること。
- ④ 建設業法における建築一式工事業に係る主任技術者又は監理技術者を本工事に専任で配置できること。

(エ) 運営企業の要件

運営企業は構成員とすること。運営企業のうち本施設の運転業務を行う者は、次の要件を全て満たすこと。

- ① 令和 4・5 年度千葉県入札参加資格審査(委託)を受け、施設等運転管理他に係る競争入札への参加資格が認められている者であること。
- ② 過去 15 年間(平成 19 年 4 月以降)に地方自治体(一部事務組合等の特別地方公共団体を含む)が発注する最終処分場(一般廃棄物最終処分場、産業廃棄物最終処分場は問わない。)の浸出水処理施設の運転管理業務実績を元請けとし有する者。なお、共同企業体構成員としての実績も可とし、複数年契約のものについては、契約期間中であっても令和 3 年度中に部分的に完了するものを可とする。
- ③ 廃棄物処理法第 21 条に規定する廃棄物処理施設技術管理者の資格を有する技術管理者(一般廃棄物最終処分場を対象とする。)を運営維持管理業務期間において 1 名以上選任し、常駐管理できること。

ウ 参加資格の確認

- (ア) 参加資格確認基準日は入札参加資格審査書類提出日とする。
- (イ) 開札日までの間に応募者の構成員及び協力企業が入札参加資格要件を欠いた場合、本市は当該応募者を落札者決定のための審査対象から除外する。
- (ウ) 開札日の翌日から事業契約の締結の承認に係る議会の議決日までの間に落札者の構成員及び協力企業が入札参加資格要件を欠いた場合、本市は落札者決定を取り消す。この場合において、本市は、落札者決定を取り消した応募者に対して一切の費用負担を負わないものとする。

4 応募者の審査及び落札者の決定

(1) 審査の機関

本市は、応募者の事業提案の審査を公平に専門的知見に基づいて実施するための機関として、千葉市 PFI 事業等審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。応募者から提出された事業提案書の審査については、審査委員会が行う。

表 5 審査委員会委員

所属	委員名
公益社団法人全国都市清掃会議 技術指導部長	荒井 喜久雄
一般財団法人日本環境衛生センター 事業推進役	是則 恭士
西村あさひ法律事務所	野本 修
(株) 日本政策投資銀行 地域調査部次長	星 憲太郎
青山学院大学大学院 教授	山口 直也
東京電機大学 教授	山田 あすか

本実施方針の公表から落札者の決定に関する公表までの期間に、本事業について本市が設置する審査委員会の委員に対し、接触等の働きかけを行った者は失格とする。

(2) 審査の手順及び方法

ア 入札参加資格審査

本市は、参加表明時に提出される参加資格審査申請書類について審査を行い、参加資格要件の具備を確認する。

イ 事業提案審査

審査委員会は、あらかじめ設定した審査事項による事業提案書の審査を行い、最優秀提案を選定する。

ウ 審査事項

審査事項は、入札公告時に公表する落札者決定基準書に示すとおりとする。

エ 審査結果

本市は、審査委員会の選定結果を踏まえて、落札者を決定する。審査の結果については、資格審査結果を通過した各応募者へ通知するほか、結果の概要、審査講評を本市のホームページに掲載する。

5 落札者決定後の手続き

(1) 基本協定の締結

本市と落札者は落札者決定後速やかに事業契約の締結に向けた相互の協力義務、特別目的会社の設立等について規定した基本協定を締結する。

(2) 特別目的会社の設立

落札者決定後には、落札者は、特別目的会社を速やかに設立しなければならない。なお、特別目的会社は次の要件をすべて満たさなければならない。また、構成員以外のものは特別目的会社への出資をすることができない。

ア 特別目的会社の所在地は千葉市内としなければならない。本施設内に無償で設置することを認める。

イ 応募グループのうち、代表企業の出資比率は出資者の中で最大とする。

ウ 運営事業者の定款において、会社法第 326 条第 2 項に従い監査役及び会計監査人の設置を定め、会計監査人の監査を受けた財務書類を本市に提出すること。

エ 運営事業者の株主は、本市の同意なくして運営事業者の株式の譲渡、これに対する担保権の設定その他の処分を行わないこと。

(3) 契約内容に関する協議

本市と落札者は、基本協定に基づき事業契約の趣旨・解釈を明確化するための協議を行うものとする。その上で、本市と民間事業者は事業仮契約を締結し、本市議会の議決を経て本契約となる。

6 著作権

応募者から提出される資料の著作権は、応募者に帰属する。なお、本事業の公表、その他本市が必要と認めるときは、応募者と協議のうえ、本市は応募資料の全部又は一部を自由に使用できるものとする。

7 特許権等

応募者から提出される提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、運営維持管理方法等を使用したことに起因する責任は、提案を行った応募者が負うこととする。

8 応募に係る費用負担

応募に係る費用は、応募者の負担とする。

IV 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 想定されるサービスの水準・仕様

民間事業者は、入札説明書等及び提案内容に基づく諸条件を踏まえて、本事業の入札説明書等に示す本施設等の機能（性能要件）が十分発揮できるよう、設計・建設業務及び運営維持管理業務を行うものとする。

2 想定されるリスクの分担

(1) 基本的な考え方

本事業におけるリスク分担の考え方は、本市と民間事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指そうとするものである。設計・建設業務、運営維持管理業務に伴うリスクは、原則として民間事業者が負うものとするが、本市が分担すべき合理的な理由があるリスクについては、本市がリスクを負うこととする。

(2) 想定されるリスクの分担

本市と民間事業者のリスク分担は、原則として入札説明書等で示す事業契約書で整理する。なお、「実施方針添付資料-4 リスク分担（案）」をリスク分担のイメージとして想定する。

3 本市による事業の実施状況の監視

本市は、民間事業者が実施する本施設等の設計・建設及び運営維持管理段階におけるすべての業務について、監視を行う。

監視の方法、内容等については、入札説明書等に定める。また、民間事業者の提供する施設の設計・建設業務及び運営維持管理業務に係るサービスが十分に達せられない場合、本市は、民間事業者に対して是正勧告を行い、是正策の提出・実施を求めるとともに、対価の支払額を減額することができる。

V 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1 敷地面積及び配置

設計・建設業務 : 敷地面積 6,662.58 m² (「実施方針添付資料-1 事業実施場所」参照)

運営維持管理業務 : 上記の他、埋立処分地及び既存浸出水処理施設を含む (「実施方針添付資料-2 事業実施区域」参照)。

2 都市計画事項

- (ア) 都市計画区域 市街化調整区域
- (イ) 用途地域 指定なし
- (ウ) 防火地区 建築基準法第 22 条区域
- (エ) 高度制限 指定なし
- (オ) 建ぺい率 60%
- (カ) 容積率 200%
- (キ) 建物高さ 道路斜線制限 勾配 1.5 道路斜線適用距離 20m
隣地斜線制限 20m + 勾配 1.25
- (ク) 緑化率 敷地面積に対して 20%以上、接道緑化率 70%以上、緑地幅 0.6m以上

VI 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

1 係争事由に係る基本的な考え方

事業契約の解釈について疑義が生じた場合、本市と民間事業者は、協議するものとし、協議が整わない場合は、法令及び事業契約中に規定する具体的措置に従う。

2 管轄裁判所

事業契約に関する紛争については、千葉地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

VII 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

1 民間事業者の事情で本事業の継続が困難となった場合

- ア 民間事業者の提供するサービスが、事業契約で定める民間事業者の事情で債務不履行又はその懸念が生じた場合、本市は民間事業者に対して改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。民間事業者が当該期間内に改善をすることができなかつたときは、本市は、事業契約を解除することができる。

- イ 民間事業者の財務状況が著しく悪化するなどの事由により事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、本市は、事業契約を解除することができる。

- ウ ア及びイの規定により本市が事業契約を解除した場合、民間事業者は、本市に生じた損害を賠償しなければならない。

2 本市の事情で本事業の継続が困難となった場合

- ア 本市の事情で債務不履行により事業の継続が困難となった場合、民間事業者は、事業契約を解除することができる。

- イ アの規定により民間事業者が事業契約を解除した場合、本市は、民間事業者に生じた損害を賠償する。

3 その他の事情で事業の継続が困難となった場合

- 不可抗力その他の事情で事業の継続が困難となった場合、本市及び民間事業者は、事業継続の可否について協議する。
- 一定の期間内に協議が整わない場合、本市は、相手方に事前に書面でその旨を通知することにより、契約を解除することができる。

Ⅷ 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1 法制上及び税制上の措置に関する事項

本事業に関して、民間事業者への法制上及び税制上の優遇措置の支援はない。

2 財政上及び金融上の支援に関する事項

本事業に関して、民間事業者への財政上及び金融上の支援はない。

3 その他の支援に関する事項

本市は、民間事業者による本事業の実施に必要な許認可等の取得に関し、可能な範囲で必要な協力をを行うものとする。

Ⅸ その他特定事業の実施に関して必要な事項

1 議会の議決

本市は、債務負担行為の設定に関して令和4年第1回定例会市議会に議案を提出する。

本市及び落札者双方において、基本契約、建設工事請負契約及び運營業務委託契約の内容を合意し、それぞれの仮契約を締結する。このうち建設工事請負契約については、令和5年第1回定例会市議会の議決を経て本契約となる。他方、基本契約及び運營業務委託契約については、建設工事請負契約の議決を効力発生条件として本契約となる。

2 情報提供

情報提供は、適宜、本市のホームページで行う。

3 本実施方針に関する担当部署

〒260-8722 千葉県千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市 環境局 資源循環部 廃棄物施設整備課 整備第二班

電話 : 043-245-5423

F A X : 043-245-5667

電子メール : shisetsuseibi.ENR@city.chiba.lg.jp

実施方針添付資料-1 事業実施場所



出典：「地理院地図（1:25000 地形図）」（国土地理院HP）に追記

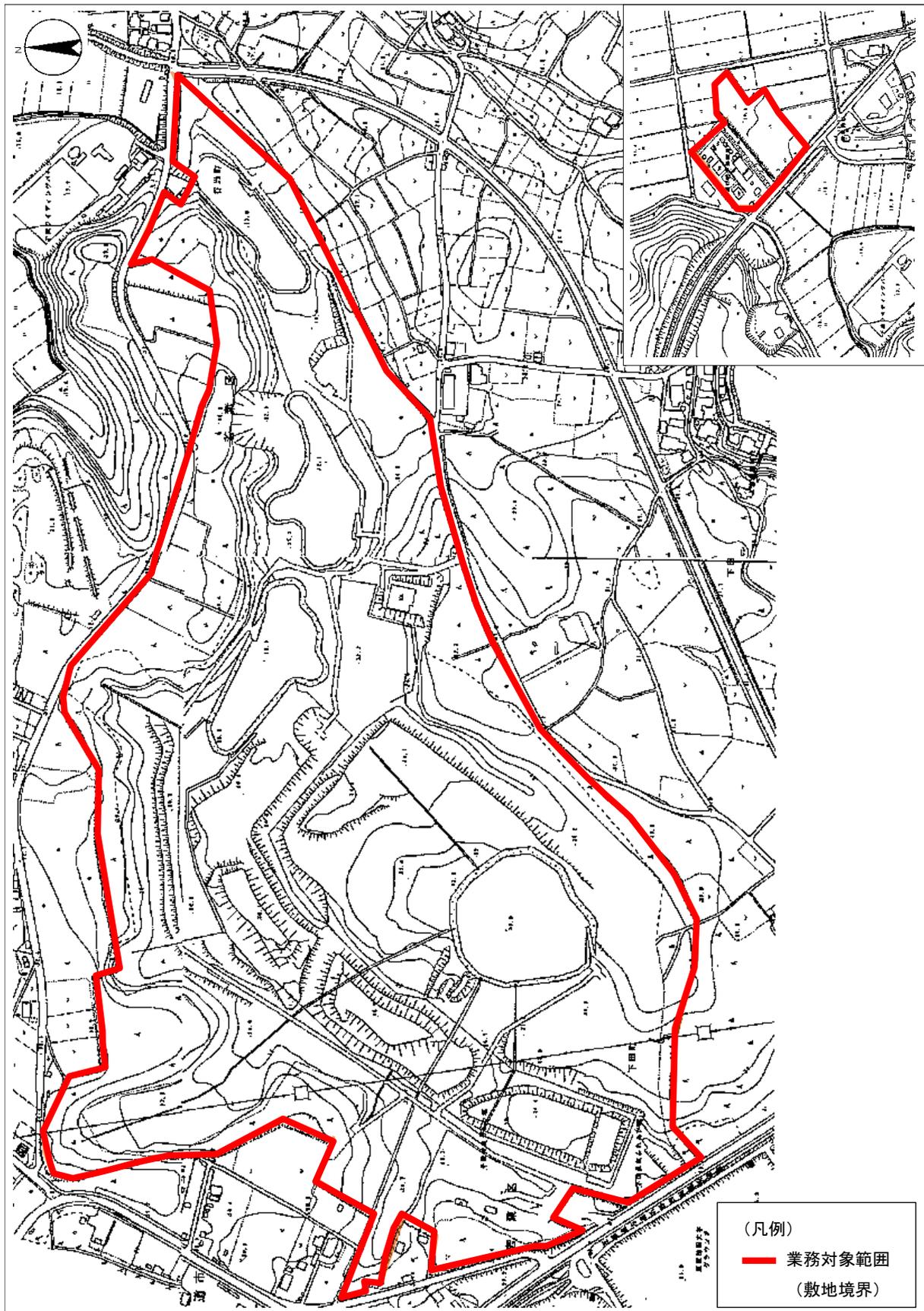
位置図



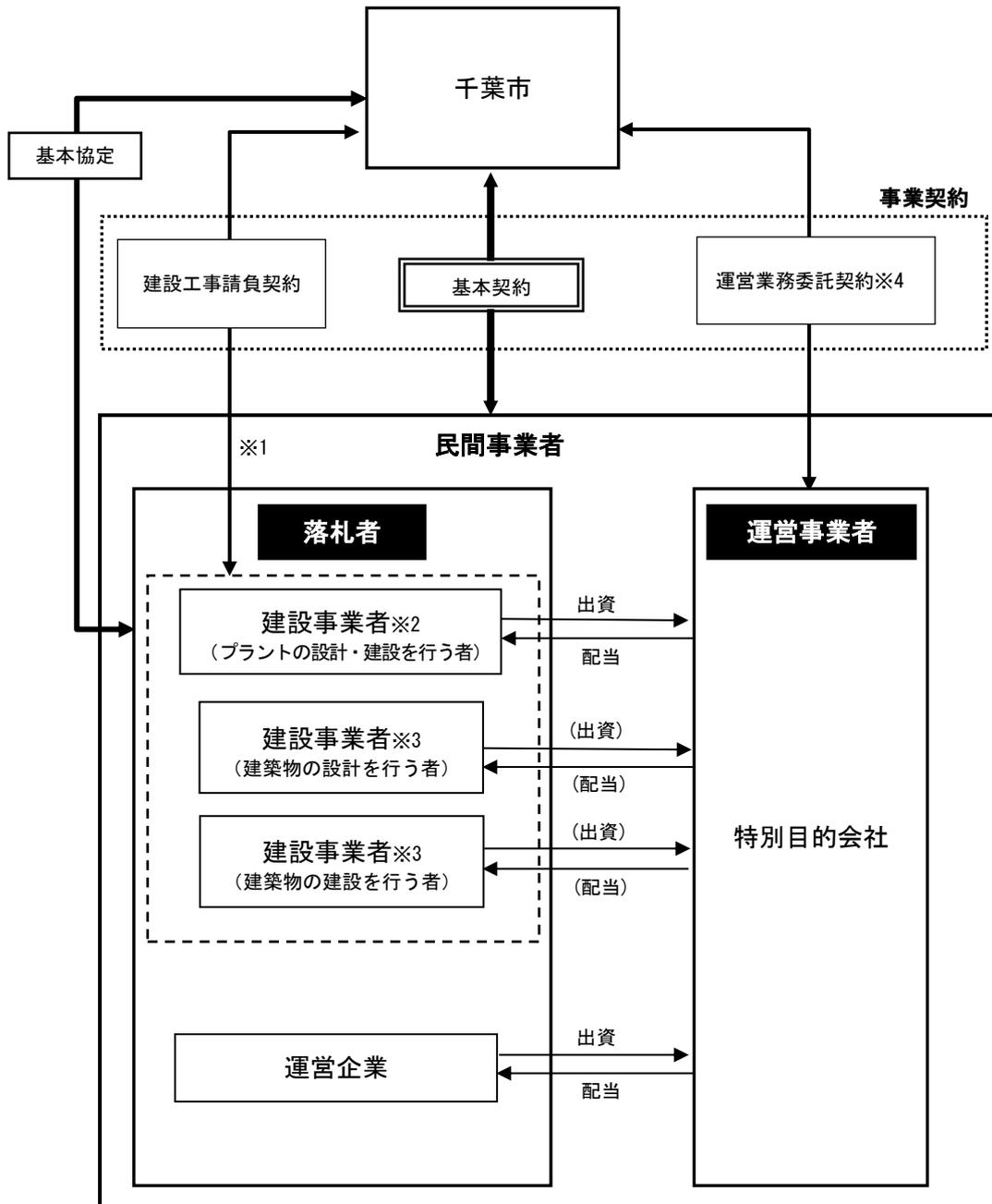
出典：「地理院地図（1:25000 写真）」（国土地理院HP）に追記

航空写真

実施方針添付資料-2 事業実施区域



実施方針添付資料-3 契約スキーム（又は事業スキーム図）（例）



- ※1 建設JVを形成する場合、本市と建設JVが建設工事請負契約を締結する。
- ※2 落札者のうち、建設事業者（プラントの設計・建設担当）のうち1者及び運営企業について、構成員として特別目的会社に出資すること。
- ※3 建設事業者（建築物の設計、建設を行う者）は構成員でも協力企業（出資を行わない）でも参加可能とする。
- ※4 脱水汚泥（一般廃棄物）の運搬にあたっては、運営事業者が自ら運搬を行わない場合は、本市、運営事業者、処理業者（運搬業者）との間で運営業務委託契約を締結する。

実施方針添付資料-4 リスク分担（案）

表 本事業におけるリスク分担（案）（1/2）

	リスクの種類	No.	リスクの内容	本市	民間事業者
全般	応募リスク	(1)	応募コストに関するもの		○
	募集資料リスク	(2)	民間事業者募集資料の誤り又は変更によるもの。	○	
	住民対応リスク	(3)	民間事業者が実施する業務に起因する住民運動、訴訟・要望に関するもの等		○
		(4)	本事業の実施そのものについての住民運動、訴訟・要望に関するもの	○	
	事業の中止・遅延に関するリスク	(5)	千葉市の指示、債務不履行等千葉市の責めによるもの	○	
		(6)	民間事業者の責による事業の中止及び民間事業者の事業放棄、破綻によるもの		○
	用地リスク	(7)	地中障害物、土壌汚染、地質・地盤、その他募集資料等から予見できない用地の契約不適合に関するもの	○	
	第三者賠償リスク	(8)	民間事業者の故意・過失により第三者へ損害を与えた場合の賠償金支払義務に関するもの		○
		(9)	上記が市の責めによる場合	○	
	許認可リスク	(10)	民間事業者が取得すべき許認可の取得の遅延に関するもの		○
	法令変更リスク	(11)	本事業に直接関連する法令・税制の変更等によるもの	○	
		(12)	上記以外の法令・税制度の新設・変更に関するもの		○
	不可抗力リスク	(13)	天災・暴動等不可抗力によるもの	○	△※1
	契約締結リスク	(14)	事業契約が締結できないリスク※2	○	○
設計・建設業務に関する事項	測量・調査リスク	(15)	千葉市が実施した測量、調査に関するもの	○	
		(16)	民間事業者が実施した測量、調査に関するもの		○
	設計変更リスク	(17)	千葉市の指示・提示条件の不備・変更による設計変更	○	
		(18)	民間事業者の提案内容の不備・判断によるもの		○
	建設着工遅延リスク	(19)	千葉市の責による建設工事の着工遅延に関するもの	○	
		(20)	民間事業者の責による建設工事の着工遅延に関するもの		○
	物価変動リスク	(21)	物価変動に係る費用の増減	○	△※3
	工事費増加リスク	(22)	千葉市の提示条件の不備・変更に関するもの	○	
		(23)	民間事業者の事由によるもの		○
	工事遅延リスク	(24)	着工後の千葉市の指示等に関するもの	○	
		(25)	民間事業者の事由によるもの		○
	試運転・性能試験リスク	(26)	試運転・性能試験（民間事業者実施）の結果、契約等で規定した要求性能の不適合によるもの		○
	性能リスク	(27)	契約で規定した要求性能の不適合によるもの		○

表 本事業におけるリスク分担（案）（2/2）

	リスクの種類	No.	リスクの内容	本市	民間事業者
運営維持管理業務に関する事項	物価変動リスク	(28)	物価変動に係る費用の増減	○	△※ ³
	運営費上昇リスク	(29)	千葉市の責による事業内容の変更等に起因する運営費の増大	○	
		(30)	民間事業者の責による運営費用の増大		○
	運転指導リスク	(31)	引継ぎ期間において、運転指導の不備等、千葉市の責めに帰すべき事由により、民間事業者が適正な運転を行えない	○	
		(32)	引継ぎ期間において、事業者の責めに帰すべき事由により、運転指導の不備等で、事業者が適正な運転を行えない		○
	事故発生リスク	(33)	運営維持管理業務期間において民間事業者に起因する事故の発生に関するもの		○
	浸出水処理量・水質の変動リスク	(34)	施設許容処理能力以内の浸出水の処理に関するもの		○
		(35)	施設許容処理能力を超過する浸出水の処理に関するもの	○	
		(36)	浸出水原水の水質の変動によるもの	○	△※ ⁴
	性能要件未達リスク	(37)	事業開始時において市が管理運営している施設（埋立処分地に関する施設）の性能要件未達	○	
(38)		契約で規定した要求性能の不適合によるもの（設計・建設の契約不適合によるものを除く）		○	
契約終了時の施設性能リスク	(39)	運営維持管理契約終了時における施設の性能確保に関するもの		○	

※1 一定額までの追加費用及び損害は民間事業者負担とする。

※2 いずれかに明らかな原因がある場合を除き、それぞれが発生した費用を負担する。

※3 一定割合以下の物価変動については費用を見直さないこととし、一定割合を超えた場合には費用を見直すこととする。

※4 計画流入水質を超える浸出水の処理に関するものは協議とする。